

元代知識人と科挙

安部 健 夫 (遺稿)

【要約】 十三世紀、モンゴル人が北中国の地を征服した時、モンゴル政権の内部に、強烈なモンゴル至上主義をふりかざす一派に対して、漢人および漢文化を保護しようとする文化主義の一派があつた。この文化主義派の中にも、二つの動きがあつた。一は荒唐した漢文化を復興しようとするものであり、他は新統治者たるモンゴル人を漢文化に習熟させようとする啓蒙的な動きである。前者の動きの表われが、耶律楚材が主動者となつて一二三八年に行われた戊戌の選試である。この選試は一度きりで終つたが、学者を保護し、学校を建てなどして、伝統的な漢文化の復興者の役割を果たしたのは、北中国の有力者でモンゴル政権に投降したいわゆる漢人世侯であつた。第二の動きは、道学の流れを汲むもので、許衡をその代表的人物とし、世祖フビライの信任を得て、モンゴル人の子弟を道学的に教育することに力を尽した。科挙に対する態度でも、両者は全く違つていた。即ち前者は積極的であるに対し、後者は消極的であつた。

序 モンゴル人の漢地支配

中国の歴史を特徴づける大きな素因の一つは、南方の農

耕民族と北方の遊牧民族との抗争、即ち力関係の推移だと

言われている。それらの中でも、その様相の最も凄惨をき

わめたものの一つは、十三世紀における、漢民族ないしは

漢民族化された女真族と、モンゴル族との間の血みどろな抗争である。

一二一〇年のチンギス汗の北中国親征に始まり、一二三

四年におけるその子オゴタイ汗の金国討滅に及ぶ、二十数

年間の動乱は、北中国一帯の土地を完膚なきまでに荒廃せ

しめた。きびしい札撒 (Zassai)、即ち軍律に従つて行動し、

敵人の抵抗・逃亡などに対しては少しも仮借することなく、時には一村一城を屠りつくして怪しまなかつたモンゴル人を前にしては、人間生き長らえることがむしろ僥倖に属した。河北に住む民衆・官吏・軍人たちの多くは、或いは自発的に、或いは政府の強制措置によつて、河南に逃れた。残る少数の、主として農民たちは、もし群盜に身を落とし掠奪によつて自活の道を講ずるのでなければ、地方の土豪や任侠の徒を首領に推戴して自衛の途を講じた。河北一帯がからも秩序回復への希望を保つことができたのは、これら自衛団を率いる首領たちが金国を見限つてモンゴル方に寐返り、その官職を受けて、次第に封建領主的な地位を固めてきた為にはかならない。しかし彼らのそうした努力にもかかわらず、この期間における河北の疲弊はおおうべくもなかつた。特に大きな打撃をこうむつたのは、官僚・文化人など、知識階級の母体としてのいわゆる衣冠の旧族であつて、その困苦は言語に絶するものがあつたのである。

北中国はこのようにして、金の滅亡とともに、文化的にはほとんど廢土と化し去つたかに見えた。オゴタイ汗、即ち太宗の近臣の別迭たちが北中国の処分法に關して「漢人

を得ると雖も、また用うるころなし。若かず、尽く去り、草木をして暢茂せしめ、もつて牧地となさん」と言つたことは有名な話である。元史類卷五十七、宋子貞、中書令耶律公補遺碑。單に話だけのことではなく、事實、中国牧地化の傾向は、モンゴル軍、および探馬赤軍（即ち広義のモンゴル民族の中から狹義のモンゴル部族を除いた爾余の諸部族から成る軍隊）の奥魯（Auru）營帳の北中国移動という形で、徐々に推進せしめられていた。軍士の兵站基地ともいふべきその家族の帳幕設営地点では、その牧馬群や羊群の飼育のために、土地の農民たちの丹誠をこらした桑は切られ、作物は踏み荒されて、少しも顧みられることがなかつたのである。

この強烈なモンゴル主義の潮流に抗して、漢人および漢文化のために回生の努力を傾けたのは、有名な耶律楚材であつた（一一九〇—一二四四）。遼の王族の血を引く契丹人で、父祖の代から金に仕えて高官となり、彼自身も官途に就いて燕京行省員外郎となつたが、たまたま一二一四年、チングス汗の將、明安の燕京を陥れるや、出でてこれに降り、爾來チングス汗・オゴタイ汗と、モンゴル主権者の絶大な信任を得て、特にその東方領土の經營に心血を注ぐことに

なつたのである。前に述べた太宗の近臣たちの意見に対しては、中国が決して無用の長物ではなく、経営の仕方如何によつては、地稅・商稅・酒醋・塩鉄・山沢の利として、毎年銀五千万兩・絹八万匹・粟（もみ米）四〇万石を納めることができる。即ち農耕民は農耕民としてあらしめることによつて國家經費の徵收源とすることができる、という反對論によつて、太宗を納得させることができた。ここではじめて燕京・宣德・西京・太原・平陽・真定・東平・北京・平州および濟南のいわゆる十路課稅所が設けられたが、この際とくに注意すべきことは、その長官と次官である徵收課稅使・副使には、すべて士人、即ち儒學を修めた者が使われることになつたことである。元史本紀によると、太宗二年冬十一月のことである。

第一節 戊戌の選試

I

いわゆる「漢人」知識層の政治面への大量任用を契機として、遊牧モンゴル政權内部にも文化主義的動きが漸く活潑化してきた。しかもその動きは、その目的ないしは対象

の違いからいつて、大きくは二つに分けることができる。

戦乱によつて、或いは成長を阻害され、或いは荒廢に歸しかけた中国文化を復興し、漢人自身の教養を高めようとするいわば復興的な動きと、新しい統治者としてのモンゴル人を中国文化に習熟させようとするいわば啓蒙的な動きとである。第一の動きについては、例えば楚材が落城間近い金の首都汴京（開封）に使者を遣わし、孔子五十一代の孫孔元措を搜し求めて衍聖公に封じ、これをして散亡した礼樂人（曲阜聖廟つきの）を収拾させ、また名儒として聞えていた梁陟ら数人を集め、燕京に編修所を、平陽（山西）に經籍所を置いた事実などを指摘することができよう。この事實を伝える中書令耶律公神道碑の作者宋子貞はその持つ意義を概括して、「文治を聞く」ものだと断じている。誤りないところであろう。第一の動き以上に我々の注意を引くものは、殺伐で聞こえたあのモンゴル人を、ともかく中国文化によつて教育しようという動きが極めて小規模ながらもいち早く起つてきているということであるが、このことについてはまた後に詳しく説く機会を持ちたいと思う。ともあれこのようにして文化主義的な動きが復興的・啓蒙的動

きと相並んで着実な第一歩を踏みだしたはじめた時あたかも、その歩速、特にその復興的歩速を速めるための刺戟でもあるかのように試みられたのが、いわゆる戊戌の選試、元人自身が元朝における最初の科挙試験だと認めている太宗十年（二二三八）の選試である。あきらかに楚材を主動者とする動きの一つであつた。元史^{卷一}李楨伝に、「太宗……十年……以功佩金符。授軍前行中書省左右司郎中。楨奏。尋訪天下儒士。令所在優贍。」というものがもし同事件を指したものとするなら、このタングート族出身の儒者李楨の意見の幾分かはこれに加わつていたのであろう。

II

戊戌の選試が少くとも直接どのような動機で行われるようになつたかは、必ずしもはつきりしない。元史^{卷八}選舉志の科目の条には、

太宗が始めて中原を取ると、中書令の耶律楚材は儒術を用いて士を選ばんことを請い、これに従う。

として、その前年にあたる九年八月に詔が下つたことになっている。また元史^{卷一}耶律楚材伝にも、

丁酉（太宗九年）に楚材奏して曰く。器を制する者は必ず良工を

用う。守成する者は必ず儒臣を使う。儒臣の事業は数十年を積む者にあらざれば、殆ど成し易からざるなり、と。帝曰く。果して爾その人を役人とするか、と。楚材曰く。請うらくはこれを校試せん、と。

という問答を載せている（新元史^{卷六}選舉志、学校により詳しく出ている）。始めから純粹に科目で士を採るといふ世俗的な目的から企てられたかにみえる。ところが宋子貞の耶律公神道碑には、

丁酉。汰三教僧道。試經通者。給牒受戒。許居寺觀。儒人中選者。則復其家。公初言。僧道中遊役者多。合行選試。至是始行之。

という。あたかも僧道の試験を機として、もしくはそのついでに儒人をも試したようでもある。いわゆる「儒人」は必ずしも学徒・士人といつた世俗人としてではなく、僧侶や道士に準ずる宗教者——文字通り「三教」中の一教人として試験され、そしてその結果次第でその課税・徭役を免除されることになつたのだと見られないこともあるまい。初めから世俗人としてか、それとも宗教者としてか、そのどちらであつたかは、史料の乏しいせいもあつて急に決められそうもない。しかし結果論的に言えば、やはり第一の

ケース、即ち初めから世俗人として、というのが正しいのではないかと思う。なるほど一定基準以上の士人を選びだして一つの特権な身分を構成させ、これに対して免税免役の特権を与えるという着想は、僧道その他の宗教者との連関において思いつかれたのかもしれない。よく知られている通りモンゴル人が宗教者、特に道士たちにどのような特権を与えだしたのは相当に古く、史料の上では、癸未の年、即ち太祖チンギス汗一八年（一二三三）にまで溯りうる整區重賜方。寧宮聖旨碑。の特権を、無資格僧道の試験裁汰の機に乗じて儒人にまで及ぼそうとすることも、ありえないことではない。また事実、仁宗延祐元年（一三二四）の日附をもつ曲阜文廟免差役賦稅碑をみると、孟子の五十二代の孫にあたる孟惟敬らの呈文の中で、

孟子の子孫のまさに該るべき稅石は、丁酉年間に於いて聖旨を奉じ、僧道の例に依りて、各家の該るべき地稅を除免された。惟敬ら二家は……いまだ除免を蒙らず。

といつている。蔡美彪『元代白話碑集錄』 孔・顔・孟ら先聖大賢の子孫はその後にも「詩書不通。文理不究。与凡庶等」元朝名臣事略 卷八 姚檀 檀などといわれており、またその日附も丁酉となつて、戊戌より

一年前となつているところから考えると、その時の孟子の子孫たちは別段試験を受けて合格したというのではなく、特例をもつて認められたのに他ならないのであろうが、ともかく彼等が問題の年に「僧道の例」に依つて免除地稅の特典を受けたことは誤りないことであろう。しかも一方、元代のモンゴル人がどのような選択基準で、どのような範圍の人々を「宗教者」と認めたかを考えるに、それは比較的古くは、太宗戊戌の日附（一二三八）をもつ鳳翔長春觀公塼碑にやや原初的な形であられ、爾來ほとんど決り文句のようになつて、多くの聖旨碑に「和尚・也里可温・先生・答失蛮……告天俺每根底祝壽者。」などの形で繰返されているものから察せられるように、皇帝・皇后・太子・諸王・諸妃などのために天に告げ經を念じてその壽の万安を祝してくれる能力をもつた者、即ち仏教・キリスト教・道教・およびイスラム教の使徒たちという範圍に限られていた。秀才、即ち儒人については、ついに同様の例を見出すことはできない。たとえ僧道の例に準じて免税されることがあつたとしても、儒人それ自身はあくまで世俗人と考えられていたものとせねばなるまい。

太宗の命をうけて直接いわゆる戊戌の選試の衝に当つたのは、兪忽縛と、山西東路課税所長官の劉中である。前者は一には木虎乃本紀にも作るが、恐らく木虎朶の誤りで、兪忽縛のことであろう。経歴を明かにしないが、或は女真人であつたかもしれない。劉中はいうまでもなく、先に耶律楚材の推薦をうけてその官になつていた漢人知識人の一人である。他の文献によると劉用之とあるが、字であろうか。彼等は諸路を経めぐつて考試を行つたが、その実状を元史選舉志は、

以論及経義詞賦。分為三科。作三日程。專治一科。能兼者聽。

但以不失文義為中選。その選に中つた者には賦役を免除してやり、各処の長官と一緒に公事を署理させるのである。東平の楊英（他本、楊奐に作る）ら凡そ若干人を得た。皆一時の名士であつたと伝えてゐる。またその耶律楚材伝は、

経義・詞賦・論を以て、分ちて三科と為し、儒人の俘せられて奴と為りし者もまた試に就かしめん。其の主の匿して遣さざる者は死す。士を得ること凡て四千三十人。奴たることを免がる者は

四の一。

といつてゐる。試験が三種の課目により、三日間にわたつて行われたこと。自由民としてあつた者はもとより、戦争奴隸の境遇におちていた知識人にも、強権をもつて受験の機会を与えようとしていたこと。その採点の基準は、非常の措置として比較的甘かつたらしいこと。合格者は賦役を免ぜられるし、地方官と公事を同署（同責任）させる、即ち太宗本紀の表現にしたがうと「除トモニ本貫議事官ニ」するを得しむること。合格者は四千人を突破したこと、などを確かめることができる。四千の数はしかし、僧道に比べると遙かに少なかつたといわれる。

戊戌の選試が、各処の長官と公事を同署するものを選挙するという意味で、どれほど実効を収めたかは、疑わしい。四千人余がすべて官界に所を得たのでなかつたことは、いふまでもない。さらに何程かの治績をあげて、名を元史に例示されたものにいたつては、許衡・張文謙のような大物を含むとはいへ、数の上からいうと、そのほか楊奐・雷膺・許楫、および趙良弼（女真人）らに指を屈するにすぎない。しかもそれは、戦乱につぐ亡国の悲運で沈滞しきつていた

旧金朝治下の漢人・女真人・契丹人知識層の前途に大きな光明を点じたものであつたことは、明かである。例えば王暉の、

至戊戌間。生聚甫集。首闕獻設科。擢賢倚。復戸役。其所以開太平之基者。固權輿於茲矣。秋潤先生大全文集卷三九 睢州儀封縣創建國字記

というのも、また襄陵県志卷二 芸文、贍学田記に、

國朝戊戌初。父老甫嬰科場之餘。率子弟以事進取。或負糶從師。闕經就友。當是之時。英髦濟濟。

というのも、誇張の言ではなかつたのである。

IV

戊戌の選試は、その方法においては、完全に金代の科挙のやり方を踏襲したものとみられる。金代の科挙は、早く太宗の天会元年（一一二三）に始まり、詞賦・經義の二科目のうち、詞賦進士は賦詩・策論おのおのの一道を試み、經義進士は治めるところの一つの經義と論策とをおのおのの一道ずつを試みるというのであつた。当時は漢士、即ち漢族知識人を得て新附を撫輯するに急で、まだ定数も無ければ、定期も無かつたといわれる。ついで同五年に河北・河東が支配下に入ると、科挙を南北兩選に分け、北方では在來ど

おりに旧遼の制を承け、南方では新たに宋制を承け、別々に受験させることにした。ついで熙宗の天眷元年（一一三八）に詔して、南北兩選ともに經義と詞賦との兩科で試を行い、士を採つたのである。ついで帝亮（海陵王）の天徳三年には南北兩選を併せて一本とし、經義の策試を止めて、専ら詞賦で士を採ることにした。世宗の大定二八年（一一八八）に至つて再び經義科が設けられたが、その間、大定一年には、別に女真人だけのために策論進士科を設ける方針を定め、翌々一三年から実施するにいたつた。大定四年に制定された大小女真文字の一応の普及にともない、その文字で毎場一道（一枚）五百字以上の策論を試みようとしたのである。この場合は漢人に対する詞賦・經義科のそれとは違つて郷試および府試を免じて、直ちに會試・御試に應ぜしめるものである。ついで章宗嗣立の大定二九年（一一八九）に至つて、策論進士の科目は一般に公開されるにいたつた。金代の科挙には、そのほか律科・經童科、ないしは制挙宏詞科などがあつたが、その主流をなすものは、上述した詞賦・經義および策論の三科であつたのである。科挙の主流が詞賦・經義・策論の三科にしばらくされてくる

傾向は、必ずしも金のみに限られたことではなかつた。

南宋にあつても同様であつた。例えば朱晞顔の送張信甫序

臨泉時、
卷四に、

宋の興りてより三百年。その間、科を設くることの盛んなること

前代及ぶなし。……渡江以来、議者の請を用いて、始めて詞賦經義をもつて別に一科となし、論策と通じて三場となし、号して時

文と称した。そこで学者はつとめて新奇な言葉を作り、以て時の宰相の意に迎合した。

とあり、また宮崎博士がその著『科挙』の中で、「宋代幾

多の変遷の後に、詩賦・經義・策論の三課目制度が成立して後世の定法となり、この三課目は支那古典に関する教養

を一応包含し得るが故に、やがて科挙は進士に集中統合され、遂に進士一本槍となる形勢を馴致した」^{三三}とか、「南宋に至つて、頭場は經義、次場は詩賦、三場は子史論・時

務策という三場の制が成立し、以後明清に至る定例となつた」^{三五}と言つておられる。しかし問題の戊戌の

選試の原型となつたものは、いうまでもなく南宋のそれではなくて、金末の科挙であつた。時間的・空間的な連接関係からいつて当然そうあらねばならず、また泰和律令や典

礼を主とする種々の金代制度が、いわゆる「旧例」として、

一二七〇年代まで依り用いられたことから類推されるばかりではなく、戊戌の三科目が互いに独立したもので、三場

あいよつて一つの進士科をなすようなものでなかつたことが、最も端的にそのことを物語つて思

う。即ち「専治一科」が原則であつて、「能兼者聽」はあくまで許容条項であつたことが、それである。

V

ところでその戊戌の選試の三科目のうちでは、どの科目

が最も多く志願者を集めていたのであろうか。知識人の人氣はどの科目に集つていたのであろうか。乏しい史料を整理してみると、戊戌の選試に合格して舊役免除の特典にめ

ぐまれた約二〇例のうち、詞賦あるいは詩賦科によつたものが最も多くて過半数を占め、經義あるいは明經(金にはなし)に通つたものがこれに次ぎ、論に通つたものは極めて

少い。論にいたつては、一は趙友の場合のように詞賦・經義とともに、他は楊奐のそのように詞賦とともに合格したもので、単独の例は一つもない。要するに、三科目とは

いえ、策論はいわば附けたりのようなものであつて、主要

なものは詞賦科と經義科とであつたが、しかもそれらの中では、詞賦科に集る人氣の比重の方が圧倒的に強かつたことが察せられるのである。

この詞賦科偏重の傾向はいうまでもなく金代以来の伝統であつた。即ち金代の科擧では、古くはその北選に詞賦進士一五〇人・經義進士五〇人を採り、ついでそれらを夫々七〇人・三〇人に減じ、更に南北選を併せた時には、詞賦科のみを設けて六〇〜七〇人とするなど、詞賦科を重んじていたが、この傾向はその末葉にまで持ちこされた。金末の文辭尊重の風が盛んであつたのはその影響である。「ことにその末期を華かにした章宗(一一九〇—一二〇八)は、宋の徽宗の外孫であるという風説が発生したほど癸辛雜識、統集下、文弱な天子であつた。章宗の性格を反映するものとして、その治世に詩文の作者が輩出したことは、金詩の選集『中州集』(元好問・あざな遺山)の示す通りであり、またそれらの文士たちは、官吏としても重く用いられたのであつた」吉川幸次郎『元雜』。とくに元の蘇天爵の滋溪文稿卷二に見える元劇研究一八九頁。とくに元の蘇天爵の滋溪文稿卷二に見える元故徵士贈翰林學士諡文獻杜公行狀に「時に金まさに亡びんとす。儒者はなお文辭を習いて、進取の計を為す」とい

ているのは、金朝の最後の最後にいたるまで、文辭で身を立てる、即ち詞賦科に通つて官界に起家することが知識人最大の目標となつていたことを物語るものであつて、戊戌選試における詞賦科繁昌の実情はまさにこの状態をひきつぐものに他ならなかつたのである。

第二節 東平・真定などの學風

I

戊戌の選試は耶律楚材ら漢人文化主義者の主動の下に決行され、ともかく四千余人の合格者を出すことはできたが、ただ一回ぎりの行事に終つて、經常的な制度となることはできなかつた。この時の合格者達は、そのご恐らく憲宗の壬子(一二五二)の戸籍登記を機として、「儒戸」と名づけられ、ついで世祖以後には再試験をこころみられることなどはあつたが、ともかく元末にいたるまで「聖朝戊戌之試。復其家者。子孫於今賴之」許有圭、至正集卷三二、王澐續集序と言われていて、少なくとも元代知識層に対しては大きな影響力を残したが、しかし選試そのものは一回で終つてしまつた。

初めから戊戌の選試が一回きりのものとして挙行された

か、それとも普通の科挙の予行的なものとして継続を予期されていたのだが何らかの故障妨害のために一回きりで終らざるをえなくなつたのであるか、この点どうもはつきりしない。ただ元史選舉志には前の引用文につづけて「当世或以為非便。事復中止」といつている。またその後の元代科挙史の実例から言つても、やはり本来は継続的な制度としてくろまれ、至正集の表現に従うなら「中者……停擱其役。且將闢舉場。以精入仕」卷四十四上 都孔子廟碑——即ち舉場を闢く下地ごしらえとしようとしていたものが、何らかの妨害のために失敗に帰したのではなかつたのであろうか。元代科挙に対する妨害物としては、或いは漢人文化主義者内部における派閥抗争、或いは漢人一般に対するいわゆる色目人、とくに回々人の偏見、更には儒家的な教養に対する胥吏実務家の反対、などがあつたことは後述の通りであるが、戊戌の選試を一回きりで止めてしまつた真の原因が何であつたかは、史料の関係上、にわかには断定しがた

Ⅱ

中央政府（カラコルム）の手による科挙の挫折によつて、

「文辭を習つて進取の計をなそう」とした儒者たちの出端も、一応くじかれたかたちであつた。金代を継ぐ文儒の雅風もここで摘み切られてしまつたのであろうか。

科挙を通して官界に進出する希望が閉ざされ、知識人の多くが任子や推薦の幸運に恵まれるのでなければ、やむをえず吏員となつて年勞を積みつづ下級の職官になるの道を選ばざるをえなくなり、事実そうするものが最も多かつたという意味では、たしかにその雅風も幾分かはつきり切られた。とくに燕京についてはそうであつたであらう。しかし全然つき切られて根こそぎになつたかといえれば、そうではない。当時、北中国の要地には、いわゆる「漢人世侯」が大きな勢力をかかえて蟠居していた。チングス汗時代に土地人民を従がえて大挙モンゴル陣営に投降した土地々々の有力者たちが、そのまま世襲の封建領主的な地位を認められて、地方ごとに治安維持に当り、その後、太宗二年の課税所の設立を機として徴税権を失つたけれども、依然として地方の政治を総管してその地位を世襲していたものにはかならない。益都の李全・瑄の父子、済南の張榮、順天の張柔、真定の史天沢、東平の敵実・忠済の父子などを、そ

の代表的なものとする。これらの漢人世侯は、各々その所轄の地方の繁栄に意を致し、文化政策面においても、文廟を営み、学校を興し、文化人を優遇するなどして、意識的にもあれ無意識的にもあれ、金代文化の復興者ないしは継承者たらんとしていた。順天の張弼が、金末の最高級の文人の一人である王鶚（あざな百一）の名声を聞き、これを聲して河北に帰り、保州に館してこれを保護したごときも、その一例であるが、中でもその政策において最も成功していたのは、東平の敵氏である。

Ⅲの1

モンゴル大汗国治下の北中国における漢人諸侯の代表として、東平の敵氏のことを述べておきたい。

敵実、字は武叔。泰安州長清県の人。金末とくに金室の南遷の後、北中国の地では各処に土豪や任侠の徒が起上り、外敵の危害と盗賊の跳梁から郷土を守るために、自衛団を組織したが、敵実もそれら地方的な指導者の一人で、特に任侠肌の人物であつた。のち次第に百夫長、長清県令などの官職を経、漸く大を成し、ついにチンギス汗の一五年（一二二〇）には、所部の彰徳・大名・磁州・洺州・恩州・博

州・滑州・潞州などの戸三十万をもつて、モンゴル軍の主將・太師・國王木華黎の軍門に降り、行尚書省事の職を授けられて、地方政治の実権をその手に収めた。当時は例え

ば、北人の能く州県を以て下る者は、即ち以て守令と為す。僚属は自

置するを聴す。罪あれば專殺するを得。

牧庵集卷三五、磁州送關高氏頌碑

大元は神武を以て天下を定めると、功を寵し土を裂ぎ、大牙藩衛を列べたてた。其官制民賦。生殺予奪。咸專一方。

常山貞石忠卷一六 無極畢序事題名記

などといわれている通り、自発的集団帰降者の長は、これをその土地に封建し、年毎に金幣を獻せしめる代償として、その人民を自治的支配させるのが原則になつていたからである。敵実は同じ年に、曹・濮・単の三州も攻略し、更にその翌年には、一時南宋部隊の拠るところとなつていた東平路の庁舎も、この時に築かれたものらしい。爾来、敵実は一面この地を中心として宋の尖兵部隊と攻防戦をくりかえし、他面、全力を尽して領内治安の回復を図つた。元遣山集の東平行台敵公神道碑に、

自ら敵衣糠食、風日に暴露しながら、みじめな人民たちを安らかな境遇に引上げ〔挈濟壑軫徒之民。而置之衽席之上。〕以て耕稼

を勧め、以て委積を豊かにした。遼史卷二六

といひ、また胡祇遜の李隱者墓碑に「金がまた亡ばない二

年前に、河の南北は兵荒で、人は地著しなかつた。東平の

敵侯は李隱者に檄して、流散を招集して、之を撫安させた。

居る者は寧んじ、竄移他郷者。有所依頼。不妄遷徙。」大金山

集卷一六 というのが、民政に対する彼の熱意をよく示している。

この点は、他の漢人諸侯の場合もほぼ同様であり、彼らな

くしては、黄河以北の地の秩序回復は、不可能ではないま

でも、著しく困難であつたのであろう。

* 元史卷一四九、劉伯林伝「在威寧十余年。務農積穀。与民休息。隣境凋瘵。而威寧独為菜土。」

元史卷一五〇、張榮伝「下令民間。分屋与地居之。俾得樹畜。

且課其殿最。曠野闢為菜土。」

Ⅲの2

ところが金が減ふと、画境という名目の下に、漢人諸侯

のこれまでの管轄区域に対して調整変更が加えられること

になつた。敵実についていうなら、敵公神道碑に、

甲午（太宗六年）朝于和林城。授東平路行軍万户。偏裨賜金符者

八人。初公之所統。有全魏之十分・齊之三・魯之九。及是画境之

制行。公之地於魏則別大名。又別為彰德。齊与魯則復以德・兗・

濟・単帰我。元史張榮傳には省略さる。不可。

とあるのがそれである。順天の張柔に關してもやはり、

甲午、朝廷が功を第した。張公は因つて陸奏して、臣の副たる喬

惟忠は、百戦に出入し、最も功が多い。寵擢を加えられんことを

乞う、といつた。是に於て特恩もて、宝書・金符を以て公に授け、

行軍千戸とした。遼山文集卷二九、千戸喬公神道碑銘

といわれていて、その片鱗を示している。実際の画境調整

は、有名な乙未年籍*、即ち甲午に企画され乙未（一二三五年）

に実施され丙申に至つてその結果が上申されたモンゴル王

朝第二回目の大規模な戸籍冊の作製と、平行して行われた

ものと見える。つまり戸数の大小を念頭において編成替え

が行われたものと見える。

元史卷五八地理志にある敵氏關係の諸地方の記事を見ると、

太宗七年から八年にかけて、或いは他の路から東平路へ編

入され、若しくは東平路からの路に改編されたものが、あ

る。今それらを総合して考えると、大体、固有の東平、即

ち鄆州を中心として、東方に泰安州・兗州・濟州、北方に

德州・恩州・高唐州・博州、西方および南方に冠州・濮州・

曹州および單州、などをめぐらした区域が、新たに敵実の管轄に帰したもようである。元の中期、延祐元年（二二一四年）に科挙が行われた時、腹裏の郷試は、宣慰司二カ処のほか四カ処の路でも行われたが、そのうち東平路のそれが済寧路・曹州・濮州・恩州・東昌（博州）・高唐州・泰安州・德州および冠州であつたのは元典章礼部四科挙程式卷首、恐らくその時からの縁故であろう。来帰当時——もしくは鄆州に入つた当時——の管轄区域と比較してどの位出入があつたかは、明瞭にはとらえがたいが、得失を通算すると、かなりの縮少を蒙つたのではないかと思う。

削られたとはいへ未だ相当に広いこの新しい管轄区域に対して、敵実は二つの資格で臨むことになつた。一つは前の神道碑にみえる東平路行軍万戸としてのそれである。しかしそれ以外にもう一つの資格のあつたことは、元史卷八のその子忠済の伝に、彼が父の隠居の後に、

虎符を佩びて東平路行軍万戸管民長官を襲い、開府して布政し、
一に其の父につと法る。

といつているので明かである。虎符あるいは金虎符は、張晋亨の言葉に従うと「国の名器にして、一道に長たる者の

佩びる所」元史卷一五二であつたが、敵実はまさしく行軍万戸兼管民長官たるの資格において、一道即ち東平路に長たる者であつたのである。彼の下には金符をおびる偏裨、即ち千戸が八人いたことになるが、これらの千戸が誰々であつたかも、元史その他の記事を整理すると、ある程度までは指摘するのに難くない。

張晋亨は、甲子の年、その主將の敵実に従つてカラコルムに入観した者の一人で、彼は当時、行軍千戸を授けられ、しかも憲宗時代に金符を佩びて恩州の管民万戸にされてい元史卷一五二ることから考えると、千戸当時も恩州の管民長官であつたものと見てよい。敵実の親戚たる齊栄頭については、

父の後を継いで九歳で千戸となつて金符を佩び、のち敵実に従つて入朝し、東平路総管府参議兼領博州防禦使を授けられたとい元史卷一五二う。彼もまた甲午の入観に従つていたものに違いない。石天禄は敵実の同僚の石珪の子供である。彼

についても、甲午、入観し、改めて征行千戸・済兗単管民総管を授けられたと伝えられるが元史卷一五二、これもまた敵実と行を共にしたものと見て差支えない。冠氏、即ち冠州の人趙天錫が千戸として冠氏の令を兼ねていたことが、元遺山の

撰んだ彼の墓碑銘に明かである 遼山文集卷二九、
千戸趙傑神道碑銘。同じ冠氏に

ついて、その人の岳存が敵実の部下の一人として、太宗元年に明威將軍冠氏主簿となり、ついで冠氏丞になつてゐるのは 元史卷一五二、恐らく敵実自身が任命した下官の一例として注意さるべきであらう。また敵実の部下である劉通については、初め敵実の推挙で國王木華黎から、鎮国上將軍左副都元帥濟南知府德州總管行軍千戸を授けられていたが、太宗から金符を賜つて上千戸に陞せられ、更に九年には德州等処二万戸軍民總管に移つたといわれている 元史卷一五二。

以上述べた諸例の内には、先に新東平路の管轄範圍だと指摘した十二州の内、恩・博・濟・兗・單・冠・徳の六州が含まれているわけで、これによつても、いわゆる東平路がどのようにして支配されるようになったか、大体の見当づけを行うに難くないであらう。要するに、路の行軍万戸管民長官としての敵実の下には、八人の州の行軍千戸管民長官がおかれ、州はさらに県の管軍管民長官に分けて支配させる仕組みになつていたのである。

*愛宕松男「蒙古人政權治下の漠地に於ける版籍の問題」(羽田博士頌壽記念東洋史論叢)一九五〇年、所収) 參看。

Ⅲの3

このように見てくると、ただに敵実ばかりでなく一般に漢人諸侯は、指定された全区域をあたかも自己のものとして領有し、絶大な権力をその地に振るつていたかのようにみえるが、事實は必ずしもそれほどではなかつた。少なくとも制度の上では、それほど大きな権力を与えられていない。なるほど太祖時代の行台制度の時には、かなり大幅に諸侯の恣意が許されたかもしれない。しかし太宗の即位とともに、主としてかの耶律楚材の努力によつて、在来の諸侯権力には制限が加えられている。太宗二年冬十一月におけるいわゆる十路課税所の設置を、その著しい現れとする。課税所の長官・次官はとくに漢人知識人を中央から任命したばかりでなく、その属僚もいわゆる課税戸(所)として、これを一般民戸から区別した。政府以外の権力によつて利用される危険からいかに注意深く遠ざけようとしていたかを、知ることができる。この機關の設置が、結果として、これまで漢人諸侯が保有してきた課税の権利を大幅に制限するものであつたことは、否むことができない。更に乙未年籍が出来上ると、その制限は一層窮屈になつたらしく、

元史の石天祿伝五二には「乙未詔天祿。括戸東平。軍民賦税。並依天祿已括籍冊。嚴實不得科収」といつている。石天祿は嚴実の部下とはいえ、いわば外様格のものであり、中央政府はその彼に命じて東平の戸籍を調査させたものであろうか。

乙未の括戸（籍戸）は、漢人諸侯の課税権に対する制限の強化を結果したばかりでなく、かねて予定されたモンゴル貴族の漠地への封建に実施のきつかけを与えた。即ち丙申の年、新しい戸籍が上進されると、太宗はただちに「州県を裂きて、親王・功臣に賜」わらんことを議せしめた。驚いたのは、かねて中央集権的政治体制の確立に努力を傾けてきた耶律楚材であつた。彼は極力太宗を説いて、はじめの完全封建の計画を放棄せしめ、その代りにいわゆる五戸糸戸（阿合探馬兒）の制度を立てることになつた元史卷一四六。例え

ば元史卷九 食貨志、歳賜に、
凡諸王及后妃公主。皆有食采分地。其路府州縣。得薦其私人以為監。……其賦則五戸出絲一斤。不得私徵之。皆輸諸有司之府。視所當得之數。而給与之。

とあるものがそれである。

普通の民戸、即ち大数目戸計（投下戸計の対）は、科差といわれる税種（糸料と包銀の二つがある）の内の糸料を、毎年十一兩二銭の割で政府機関に納付する。いわゆる湯沐の地（邑）の民戸、即ち投下戸計もその十一兩二銭の數に變りないが、ただこの場合には、うち八兩を政府に、残り三兩二銭を投下に与えることになつていたのである。およそ政府7：投下3の割合であつた。丙申の年に分けられた五戸糸戸の數は、元史食貨志の歳賜の条に詳しく、太祖の第四子睿宗位（*Temür*）に対する真定路の八万戸を筆頭に、七万七五〇戸に達している。その中で広い意味での東平路關係のものは、木華黎国王位に対する三万九千一十九戸、魯国公主位（*濟・袁・單*）・鄂国公主位（*濮*）に対する各三万戸、趙国公主位（高唐州）・朮赤台郡王（德州）・愾里答兒（泰安州）に対する各二万戸、昌国公主位に対する一万二千六百五十二戸、帶孫郡王（東平の東阿県）・和斜温兩投下位（曹州）に対する各一万戸、広寧王位（恩州）に対する一万千六百三戸など、大口のものを数えあげただけでもすでに二十万戸以上にのぼっている。もし大元馬政記に、太宗十年の日附で東平路の管するところの州県の戸数だと伝える約二

十二・三万という数字に誤りが無いとすれば、東平路の民戸のほとんど全部が五戸糸戸あるいは投下戸として分配されていたことになるわけである。

これらのモンゴル系の封侯は、財政的には要するに科差の内の糸料の十分の三に寄食するにすぎなかつたけれども、しかし彼らはその戸計を監督するために達魯花赤をおくことができた。単にそればかりではなく、少し後になると、恐らく稀少な例外的なことであつたかもしれぬが、その生活本拠をもその地に移す者が現れてくる。東平州志^{卷一}、藩封の条に、

元時。如泰安忙哥・東阿帶孫之屬。始則食於其土。後則因以爲家。与其封域之号。猶相涉也。

とある通りで、食邑に対する彼らモンゴル人の関心が並々にならぬものであつたことを思いみる事ができよう。

更に太宗は同じ丙申の年に、先代以来、北中国の平定に大功のあつたいわゆる探馬赤五部將を、河北に常駐させることにした。即ち益都・濟南には關關不花、平陽・太原には按察児、真定には李羅、大名には肖乃台、そして問題の東平には怯烈台を鎮守させたのである。^{元史卷二三三、關關不花}この事実

と、元史^{卷一}肖乃台伝に

金が亡ぶと……東平の戸三百を賜わつて、その賦を食せしめ、殿裏に命じて第宅を治めしめ、牧馬の草地を分撥せしめた。……

・老病を以て東平に卒し、漠北に歸葬した。

というものと、どう調整したらよいか少し疑問であるけれども、いずれにせよ漢地に、恐らくは漢人諸侯に対する目附役として、純蒙古人部隊が常駐せしめられることになつたのである。

Ⅲの4

このように見てくると、漢人諸侯の実体はいかにもあわれなものに見えてくるが、しかし彼らは依然として地方の大勢力であつた。この際彼らに法規の上で許された経済的な基礎は、モンゴル諸王侯の場合と同じ湯沐邑を分け与えられたものとみえる。東平についてこの事実を物語る貴重な史料として、我々は、張鵬という地方の学校の教諭の書いた長清廟学碑陰記をあげることができる。^{濟南府志卷六八、長清}即ち、

殿武惠公。称藩於東平。以長清為湯沐邑。往来其中。能折節下士。とあるのがそれで、彼はその郷里である泰安州長清県を分

地として与えられていたのである。戸数を明かにしえないが、元代後期の泰安州の戸数が一万戸に満たないところからすると、案外少なかったのかも知れない。その部下の千戸たちも、それぞれ分地なり佃民なりを与えられていたものと思われ、例えば牧庵集^{卷二}に見える文章に、金符をお

びた者が二百戸の佃民を与えられているのが、その例証となろう。いずれにしてもこれらは表向きのことである。官職を世襲して地方官をほとんど部下のように見ていた彼らであった以上、収入の道はいくらでもあつたはずで、さればこそ上述のような外部からの制約にもかかわらず、漢人諸侯は各々の地方で巨大な実力を養い、またそれを持続することができたのである。漢人諸侯の中でも特に東平の嚴氏は、例えば嚴実の隠居後、濟州の長官は州を以て朝廷に直隸せんとし、大名の長官は冠氏等の十七城を以て大名に改隸せんと欲し、また太宗十年に、東平に分地を持つていた十投下が、各々その分属を分ち、東平に隸せざらんことを議し、各々その入を私し、有司と相い関ることなからしめんとするなどの危機に遭いながらも、よくこれを利用して元史卷一五三王孫改
一五二齊築鼎伝、相当の繁栄を持續し、殊に後にのべる

ような豪華な生活に人の眼をみはらしめ、ついに中統初年には、政府が異常な決意をもつて半ば強制的に嚴忠濟を隠居させ、その弟の忠範をしてこれに代らしめるほど、強大な勢力をなしていたのである。

IV の 1

東平の嚴実はこのようにして、東平を中心とする十余州に大勢力を振つていたものであるが、金国滅亡前後の彼の政治的姿態には、あからさまに金代文化の継承者であろうとする気構えが見える。もつともこのことについては、彼は彼自身として動いていたというよりも、そのブレインと共に動いていたのである。そのブレインとは潞州長子県の人宋子貞がそれである。宋子貞は金末の争乱に際して、郷里を離れて趙魏の間にさすらい、宋将彭義斌が大名に拠るに及んで、召されてその安撫司計議官となつていたが、義斌の死後、部下の徒を率いて東平の嚴実に帰したのである。かねてその名声を聞いていた嚴実は喜んでこれを幕府に招置し、政治上の顧問にそなえると共に、特に学校のことを提擧させた。東平の文風は初めてここに緒につくのである。

嚴実と宋子貞とはつとめて文化人を東平に招致せんとし

た。勿論、文化人ばかりでなく、できるだけ流亡の民を東平に集めようとしたことは前述の通りであるが、流移の文化人に対する救済は特に目立っている。即ち元史^{五九}宋子貞伝には「汴梁（開封）が降ると、饑民が北に徒り、餓死するものが道に盈ちた。子貞は色々手を尽して賑救したので、命を全うすることができた者が万余人にもなつた」というのにすぐ続けて、「金士之流寓者。悉引見周給。且薦用之。拔名儒張特立・劉肅・李昶輩於驛旅。与之同列。四方之士聞風而至。」とあり、これら以外にも厚礼を受けて東平に流寓した名士が少くない。同じ時、汴梁から微服して北渡し、地方を流浪しているうちに冠氏の趙氏に身を寄せることになつた楊奐に対しても、嚴実は再三手厚い招聘の使を出している。趙氏への気がねからその聘には応じなかつたが、後日、戊戌の選試を東平で受けるようになったのも、何らかの因縁であろうか^{元史一五}。商挺も同様、その時北に渡つて冠氏の趙氏に依り、元好問（遺山）や楊奐と交遊していたが、結局、嚴実の招聘を受けて諸子の師となるに至つた^{元史一五}。徐世隆についても、やはり同じ太宗五年に河を渡つて北走したところを嚴実に招かれて東平に入り、その幕府

の掌書記となつたと伝えられる^{元史卷一六}。張昉もまたその頃、嚴実に仕えて行台掾となつた^{元史卷一七}。そのほか金國の太常の樂師も東平に流寓し、亡國の典禮はあたかもこの山東の一都市に集まつたかに思われることも注意せねばならぬが^{元史卷一七}、さらに太宗八年（一二三六）、襄陽の兵變を機として北方に來歸し、中央政府の儒士招集の使者楊惟中の礼遇を受けて、河内に寓居しながら、また地方の騷亂に悩まされていた王磐を迎えて、府学の師父としたことは、より一層大きな意味を持つものといえよう。王磐は、王鶚と並び称せられる文辭派の大立物である。

このようにして流亡文化人の招集の結果、東平は鬱然たる文化の淵藪となり、いかにも「故東平一時人材。多於他鎮。」^{元史卷一七}とか、「公勸武惠。取養寒素。一時名公多歸焉。故東平人物之盛。為諸道最。」^{元朝名臣事略}といわれるにふさわしい有様になつたが、更にこの傾向を後世に伝えることができたのは、主としては嚴実・宋子貞らによつて開かれた学校の効用であつた。

IV の 2

東平府学はいわゆる鄆の故地にあり、金末、章宗の泰和

(二二〇一〇八年) 以来、平章政事張万公・侯摯、參知政事高森らが東阿の人として政治界に活躍したため、彼らの出身校である鄆学は他の諸郡の学に比べて、最も盛んであつた。貞祐(二二四一—一六)の初めに荒廢に歸したが、

敵実が幕府を開くに及んで、復興されたものだという。しかしこの府学の復興は、むしろ敵実の子の忠濟の代になつてからである。元史^{卷一四八}の本伝によると、東平廟学はもと隘陋であつたので、改めて高爽の地を城東に卜して、諸生を教養したという。元好問の東平府新学記^{道山文集卷三三}には詳しく、その工事が壬子の六月に始まつて、乙卯六月に落成したことを伝えている。憲宗二年から五年にかけて(二二五二—五五)のことである。その学校としての機能については、

元史宋子貞伝にはこれを、
子貞作新廟学。延前進士康暉・王碧為教官。招致生徒幾百人。出粟贍之。俾習經藝。每季程試。必親臨之。育・魯儒風。為之一變。と要約している。新学記にやや詳しく伝えるものと相発明すれば、その大体の趣きを推察することができよう。要するに、府学の生徒には二種類あり、第一種は孔子顔氏孟氏の子孫一五名。第二種は普通の生徒で、定員六〇余人。彼

らは共に廩給を受け、また年四回は問題によつて試験を受けたのである。

東平府学は同時に礼楽の集まるころでもあつた。金の滅亡後、その太常の樂師が東平に流寓したことは前述の通りであるが、このことに關しても新学記は次のように伝えている。

初五十一代孫衍聖公元措。嘗仕為太常卿。癸巳之變(汴梁陷落)。失爵北歸。尋被詔搜索礼器之散逸者。仍訪太常所隸礼直官歌工之屬。備鐘磬之屬。歲時閏習。以宿儒府參議宋子貞。領之。故鄆學視他郡國。為獨異。

学校の教務を総理するのが康暉であつたのに対し、宋子貞は敵忠濟の推挙の下に中央政府から「參議東平路事兼提舉太常礼楽」という肩書を授けられ、礼楽關係の事務を担当した。新しい学校の竣工後まもなく、八月丁卯には礼楽を備えて盛大な落成式を奉行したが、四方から來觀する者はみな嗶稱して「衣冠礼楽。尽在是矣」と言つたといわれる。ともあれ元初の東平はこの府学のゆえに北中国における文化の中心たるの觀を呈していたのである。

ところでその東平府学の学風はどんなものであつたか。

これについて最も注意すべきことは、その立学の精神が依然として科挙受験の準備教育をめざすものであつたことである。勿論、儒学の府であつた関係上、康暉は書経を、李

昶は春秋を、李楨は大学を講ずるなど、経書の講説を怠つたわけではないけれども元朝名臣事略 卷一 商賈、しかし少くとも入学生徒の心理に立入つて考える限り、最も彼らの関心を惹いた

のは、そこで行われる試験の成績を足がかりとして官界へ進出することであつた。そしてまたこれが本学の設立者経営者の真の意図に沿うものであつたのであろう。例えば元史卷一 孟祺伝に、

父に侍して東平に徙居す。時に嚴実が学校を脩めて生徒を招き、考試の法を立つ。祺は試に就きて上選に登り、掌書記に辟よさる。廉希憲・宋子貞が皆これを器遇し、以て朝に聞し、国史院編脩官に擢たんでらる。

とあり、同 閻復伝に、

弱冠にして東平学に入り、名儒康暉に師事す。時に嚴実が東平行台を領し、諸生を招きて進士の業を肄たしめ、元好問を迎えて其の文を校試せしむ。選に預るもの四人。「閻復」また首たり。徐

琰・李謙・孟祺これに次ぐ。己未の歲、(憲宗九年、一二五九)、始めて行台に掌書記となり、御史掾に擢んでらる。至元八年(一二七二)王磐の薦を用つて、翰林院奉となる。

とあるものなどは、その典型的な例証である。特に徐世隆の事略元朝名臣事略 卷一二によると、府学では毎年考試を行い、その成績を甲乙によつて等級づけ、しばしば高選に中る者はこれを擢用する定めであつたが、世隆は時には自ら学に入つて諸生のために講説するとともに、その試験に中らない者があると自分で擬作して与えて楷式とするほどの熟の入れ方であつたという。しかもその試験の内容なるものは、旧態依然たる詞賦の能力の競争であつた。蘇天爵の滋溪文稿卷七 耶律文正公(有尚) 神道碑銘に、世祖即位當時のことを伝えて、「是の時に当り、齊魯の人士は金の辭賦の余習を踵つぎ、章を飾り句を絵かるを以て相たい高たる」というものが、間接ながら最もよい証拠である。東平の人王構が「弱冠にして詞賦を以て郷校に入つた」と伝えられ元史 卷一六四 本伝、清野居 士集 卷二 九五 文獻公 墓誌銘、また康暉の弟子の一人である張孔孫が「既に長じて、文学を以て名あり」元史 卷一 四本伝といわれ、同じく弟子の李謙について「賦を為りて声有り」徐世隆・孟祺・閻復と名を齊しう

して、而も謙を首と為す」元史卷一
六〇本伝といわれているのも、その傍証に資することができる。

元初の知識人の間で、いわゆる詞賦の学に努めて進士の業に備える者が多かつたのは、必ずしも東平に限られたことではない。すでに吉川教授も指摘している通り、万戸史天沢の庇護の下に真定に居を定めていた白仁甫のごときもその青年期にはやはりその学に努めていた『元雜劇研究』。単に「一三三頁」。

真定ばかりではなく、北中国一般がそうであつたであろうが、その中でも権力者の後援の下に廟学の施設を得てその風の最も盛んであつたのは、やはり東平府であつたのである。東平府学がいつまで北中国における文教の中心たる地位を占めていたかは、明かでない。ただ濟寧の人曹伯啓や東平平陰県の人李之紹らは、共に至元十年前後に府学で李謙の教えを受けたと伝えられる。少くともその頃まではその地位を保つていたと見て間違ひはあるまい。

Vの2

一二三〇年代から七〇年代にわたる四〇年間に東平府学を巢立つた俊秀たちは、単に東平幕府においてだけでなく、中央朝廷にも一つの派閥を作つて勢力を扶植した。例えば

胡祇遼が泗水県の廟学の設置に関して、

今（至元二〇年）、内外要職の人材は、半ばは東原府学の生徒に出ず。

といつてゐる巖山大全
集卷一〇。東原とは東平の古名であり、泗水廟学の設置は至元癸未（二〇年）のことである。事実、東平府学の出身者は元初の政界で要職を占めたのであるが、中でも特に目立つてゐるのは、その翰林院への進出である。翰林院はいうまでもなく詔・制誥・典章などを裁定するゆえんの所。文苑の中枢ともいふべきもので、元では中統の初に王鶚を以て翰林学士に任じたのを始まりとする。ただその時にはまだ官署を立てるには及んでいない。王鶚、字は百一。曹州東明県の人。長じて詞賦に工なまであつた。金の正大二年（一二二五）の進士に及第、第一甲第一人で、応奉翰林文字を授けられたというから、典型的な金末型の知識人である。金が滅んでから一時、張柔の政権を頼つて保州に居を定めたことは前述の通りである。生れから云つても準東平派の人物であつたが、やがて甲辰（太宗一六年、一二四四）の年にフビライの使者趙璧の来聘に応じて顧問の員に備わつた。孔子宣聖の画像が初めて北庭即ちカラコムルに

祀られるようになったのは、彼を通してであつた。その彼が初めて元朝の翰林学士となつたのである。その後、至元元年（一二六四）に至つて官署が置かれ、秩正三品と定められた。六年には更に承旨三員・学士二員・侍読学士二員・侍講学士二員を置いて、その機構を整えたが、恐らくはこの時のことであろう、王鶚は李治・李昶・王磐・徒単公履・徐世隆・高鳴ちを推挙して学士としてゐるのである。

これらの学士の中、李治と徒単公履とは前述のように真定の史氏と関係深い人々であり、高鳴も真定の人である。

これに対して李昶・王磐・徐世隆、その他やはり翰林院に職を得た孟祺・閻復などは、いずれも東平派である。そのうち翰林院にも機構の変遷があつたけれども、ただそこに職を得ることのできるのは、依然として旧漢人諸侯の經營していた学校の出身者、特に東平派であつた。勿論縁故びきによるものである。前記の人々のほかでも、例えば李謙は王磐の引きで応奉翰林文字から至元十五年の翰林待制に陞つた。王構は至元十一年に翰林国史院編脩官を授けられてゐる。東平府学における李謙の弟子の一人である李之紹も、その師や馬紹の推薦で成宗の初年に同じく翰林国史院

編修官を授かつてゐる。その他、曹伯啓・張孔孫・申啓致遠・夾谷之奇らについても、中には辞退したものもいるが、ほぼ同様の事実を確かめることができる。勿論、翰林院官は一種の名譽職として官吏の老後を飾るために使われた形跡が多いから、このような事例の多いことが必ずしも東平の学府の盛大さを物語るものではないが、それにしても成宗の大徳初年（一二九七）に閻復や王構らの推薦で翰林院入りをした袁桷が、

朝廷の清望の官は、翰林院と曰い、園子監と曰う。……翰林院には独り東平の士が多くて、十に六・七居る。

桷は向きに翰林院の属官になつたが、与に交る所は多くは東平人で、他郡の者は僅かに二・三人であつた。

清客居士集卷三四
送程士安官南康序

とあるものによると、翰林院が東平学派の最大の拠点となつてゐたことは、疑いのない事実であらう。

第三節 太極書院の創設とその遺風

I

中央政府の手で金代の精神をそのまま襲い継いだ科挙が行われ、地方の軍閥政權（漢人諸侯）の根拠地ではやはり金

代の学風を継ぐ廟学の復興があいついで行われていた頃、同じ中国でも燕京の地では、これと全く傾向を異にする文化活動の抬頭が見られ、しかもその傾向は爾来フビライの保護の下に漢人諸侯の管轄地以外の所で発達した。戊戌（太宗一〇年）の年における燕京太極書院の創設によつて象徴される性理学あるいは道学の導入がそれである。

直接このことに当つたのは、当時モンゴル政権内部にあつては少くとも漢人としては中書令耶律楚材に次ぐ権勢を持ち事実その退職後はこれに代つて中書令になつた楊惟中と、その幕下にあつた姚枢とである。乙未、即ち太宗七年（一二三五）、太宗は二太子廓出に命じて宋を討させた。楊惟中はこの時、軍前行中書省事として軍政を総裁したが、行に先んじて彼は、軍中に即いて儒道積医卜などの知識人を求めて然るべく処遇するよう、大汗自身の指令を受けていた。モンゴル軍は襄陽（湖北）を破つた。この時、モンゴル軍の主將は姚枢らの招致した知識人をも併せて尽くこれに坑せんとした。枢は驚いて、教人を促して竹林に逃げこませたという。次いで徳安（湖北）を抜いた時、名儒として聞えていた江漢先生趙復は、初めはモンゴル軍と共に北行

することを望まず、水に投じて死のうとしたが、果さず、遂に数十人の名士と共に枢らと行を共にしたのである。

趙復は当時の北中国としては珍しい朱子学の信奉者であつた。朱子学史上における彼の位置については、清容居士集^{卷三}〇「真定安敬仲墓表」がよくこれを物語つている。即ち、宋末慶元二年（一一九六）、偽学の逆党として彈圧されてから江南にあつてさえ朱子学があまり尊重されなかつた時に、湖北の辺地にあつてよくその伝統を守つていたのが、趙復であつたのである。また或る文献によると、姚枢は、江漢先生趙復の撰んだところの程朱性理之書を得て、それを高鳴に寄せて、この書は世の中には多くは見ないものだと言つた^{四高文忠公遺記}、というところから考えると、その最初の道学上の文献が趙復自身の手抄した原稿であつたらしいことを物語つている。

燕京へ帰つた姚枢は楊惟中と相談して、その地に太極書院を建て、更に周子祠を建てて、二程・張・楊・游・朱の六君子を配食し、遺書八千余卷を選取し、趙復らに請うてその中で講授してもらつた。「学徒の従うもの百人、北方の経学はこれより始まる」と言われているものである。敵

密に言くと、道学が北中国に導入されたのは単に趙復を通してのみではなかつた。後述する竇黙の場合は湖北で謝憲子からそれを受けているが、その他、侍其軸を通して行われたことは藁城の董氏の八人兄弟の長兄にあたる董俊に關係ある元明善撰「追贈董俊聖旨碑」に

公は河南に在つて、金士の侍其軸先生を得て、性理の学を明かにした。即ち礼を以て請帰して諸子の師となした。

とある通りである。特に董文忠のごとく一応の役割を科挙史の上でも果たしたことは後述するが、元代道学の正統派ともいふべき南宋系朱子学派の流れは、何といつても趙復に始まると言わねばならない。

II

その後の北中国における道学ないしは朱子学の發展については、例えば明末清初の黄宗羲の宋元学案などによつて、その大略を知ることができるが、その發展に功績のあつた多くの学者たちの中でも、元代士人像の形成と元代科挙制度史の方向づけとに對して最も深い關係のあつたのは、魯齋許衡である。

許衡、字は仲平、河内（河南懷慶府治）の人。金の大安元

年（一二〇九）河南新鄭の寓舎で生れた。年七・八歳で学を郷師に受けた。幼い許衡は三たび師を変えたが、授けられた書は決して忘れなかつたといわれる。師のあるうちはよかつたが、やがて世の乱れにつれて郷師さえ得難くなつた。書籍も無い。将来を見越した父母はこれに占候の術を習わせようとした。彼は日者（うらない師）の家で散乱毀欠した尚書疏義を見るや、三度その家に泊りこんで、すつかりこれを手録して研究した。壬辰の年（一二三三）彼は北渡して大名（河北）に隱居し、やがて衛に遷居した。大名に寓居していた時、彼はそこで竇黙を知り、また姚枢を知つた。

竇黙、字は子声、広平肥郷の人。金末の兵乱を避けて転徙しながら、針術医業をもつて暮しを立てていたが、癸巳の年（一二三三）、金主が蔡州に逃れた時、彼も兵を恐れて湖北の徳安に逃れたが、たまたまそこで孝感県令をしていた謝憲子という人から、四書や伊洛性理之書を授けられた。彼はこれを読んで非常な感動を受け、「昔未嘗学。而学自此始」と言つたといわれる。直接その魂に触れるものがあった爲であろう。たまたま楊惟中の知識人招致を受けて北帰し、先ず大名に居を構え、次いでその故郷広平に帰つて

いたのである。許衡と竇黙とは相遇うごとに、一日中坐りこんで経伝・釈老のことから医薬・卜筮・諸子百家・兵刑・貨殖・水利・算数の類にいたるまで、研究せざるはなかつた。姚枢は太宗十四年(一二四二)に職を辞して蘇門(舞泉)に隱棲し、道学を以て自ら任じたのである。

許衡は蘇門を訪ねて、伊川の易伝、晦庵(朱子)の論孟集註、中庸・大学の章句・或問、小学などの書を得て、これを読み、深く感ずるところあつて、遂に一々手写して還り、生徒を聚めて、

昔授受せしところのものは殊に孟浪なり。今始めて進学の序を聞く。若し必ず相従わんと欲せば、当に悉く前日学びしところの章句の習を棄てて、小学に従事し、洒掃應對し、以て進徳の基と為すべし。然らずんば、当に他師を求むべし。

と言つた。生徒たちは師の意見に従つたので、彼は悉くこれまで簡帙を取つて焼き、大小となくみな小学から入らしめることとし、彼自身、精誦して輟めず、篤志力行、身を以てこれに先んじた、といふ。元朝名臣
事略卷八

許衡は初めて道学に眼を開いてからも数年の間は大名にあつたが、やがて庚戌の歳(定宗五年、一二五〇)、病を力めて

郷里(懷州)に還ろうとした。しかし衛まで来て、郷里の政情がよくないことを聞くと、遂に蘇門に止まり、姚枢と往來講習するの機を得ると共に、帰郷のための足場としようとした。その翌年、姚枢は先に出仕していた竇黙の推挽で、また召されフビライに仕えることになつたが、許衡は独り蘇門に止まり、「始有任道之意」といふ。許衡がその後フビライの懇望もだし難く、王府に職を得ることになつたのは、甲寅(一二五四)の間のことである。その最初の任務は、北中国におけるフビライの諸分地の一つである京兆分地の提学であつた。この地には宣撫司が置かれ、当時ウイグル系の知識人でフビライから「廉孟子」と諱名されていたという廉希憲が使になつており、彼の推薦によつて許衡は迎えられたのである。居ること約六年で燕京に遷つたらしいが、世祖フビライの即位の年(一二六〇)には、詔に依じて上都に赴き、フビライの質疑に答えている。同年七月燕京に帰つたが、その翌年に至つて、彼はこの地でのちの中書左丞の張文謙と相識ることができた。文謙、字は仲謙、順徳沙河の人。許衡と比べて六歳前後の年少であつた。許衡がその抱負を広く天下に実行するためには、何

にもました力強い後援者を得たことになつたとみるべきであらう。

III

許衡は、中央政府に入仕するについては、極めて消極的であつた。必ずしも人種的反感によるものでなかつたことは、モンゴルの性格に対する彼の好意的な見方でも明らかである。むしろ病多き身体的条件や、長年月をかけるのでなければ効果を現し難く、その点、性急な一般政治家には容易に受け入れられぬかもしれないという教育上の性質そのものに対する顧慮などから来たものであらうが、ともかく仕途には積極的でなかつた。こうして彼は中統二年に一度は国子祭酒を拝命しながら、しかも疾病を理由に辞して、その九月に故郷に帰り、そして旨を奉じて懷孟路の子弟を教授した。ついで翌三年九月にはまた召されて大都に來たが、居ること一年余り、至元元年（二二六四）正月にはまた懷州に歸つて行つた。ついで翌二年十月にまた召されて大都に來た。十二月に、旨を奉じて中書省に入つて事を議せしめられたが、彼は病を以てこれを辞した。三年四月、屢々なる世祖の詰問を断りかねて、有名な時務五事を上陳し

て、その参考に供した。漢地を治めるためには漢法を抛り用うべきこと、国家百年の大計を定めるためには農桑と学校を重んずべきことが、その中心の思想であつた。その年、また故郷に還つて病を養つたが、四年十一月、召されて燕京に入り、六年には、旨を奉じて左丞の張文謙・贊善（王子の輔佐官）の王恂らと共に、官制を議定した。翌年、彼は中書左丞の要職に任ぜられた。彼は強硬に辞退したが、今度は許されなかつた。この時の辞退の理由は三つあり、その一つに、臣の学ふところは迂遠であつて、陛下の神算と尽くは合わない。陛下はただ虚名によつて臣を採用されたにすぎない。臣もし自ら度らず、天子の意にそむいたならば、やがて悔いなければならぬことは必定だ、とあるのは印象的である。

有名な色目人系の権臣阿合馬が羽振りをきかせていた中書省は、彼にとつては居心地のよくないポストであつたのであらう。彼はその後も機会を得ては職を離れようとしたが許されなかつた。しかしなお願つて止まない。結局、世祖も根負けし、かねて太学を開こうとする考えを持つていたので、その方に許衡を任用しようとするに至つた。一説

には、彼が自ら請うて、中書政事を罷めて国子を教えんとしたのだともいふ。（元史卷九〇、魯魯学、案、全諱山、駁文正集後） いずれにせよ、張文謙が奏上して国子学を立てたとあるからには、（元朝名臣、事略卷七） 彼が世祖と許衡の間を周旋したものであることは疑いない。ついで至元八年、世祖は彼をもつて集賢大学士兼国子祭酒とした。彼の喜びは一通りではなく、（元史卷一五八） 本伝によると、「衡は命を聞き、喜びて曰く。此れ吾が事なり」とあり、（事略卷八） によると「先生は学を開きしより、家事は悉く其の子の師可に委ねたり」といふ。たまたま彼のこの態度を、求めて易きに就くものとして、一部人士の批判を招き、同じ性理学の徒である静修先生劉因のごときも、その自己中心的な動きを識つたといわれる。ともあれ国子学の設置、国子祭酒への任命によつて、許衡が最もその能力に適した所を得たものであつたことは、疑問の余地のない所である。

IV

世祖朝の国子学は、太宗六年に作られた同名の施設の流れを汲むものであつたといわれる。金の中都燕京、即ち今の北京の西南に接して建てられていた都城がモンゴル政権の手中に帰したのは、早くチンギス汗の即位十年（一二一五）

のことであつた。この時モンゴル軍の陣中には、珍らしい例としてではあるが、王楫（王楫）という漢人が居た。字は巨川、鳳翔虢県の人。弱冠にして進士に挙げられんとしたが第せず、終南山に入つて書を読み、孫呉の兵書を読みあさつたという一応の知識人ではあつたのである。中都落城の際に、彼は主将に対して、虜掠を禁ずべしという適切な進言をしたといわれる。（元史一五、三本伝） もつてその性格を知るべきである。その彼はまた、燕京の金の樞密院の跡について宣聖廟を作らんことを請うて、これを実現した。この宣聖廟こそ、その後太宗時代に国子学のおかれた処であつたことは、（元史一、卷八） 選舉志、学校の条に、

国の初に、王楫は金の樞密院を以て宣聖廟にすることを請うた。

太宗六年に、国子総教および提舉官を設け、貴臣の子弟に命じて、学に入つて業を受けしめた。

とあり、また同条に、

太宗六年、馮志常を以て国子学総教となし、侍臣の子弟十八人に命じて入学せしむ。

とあるによつても、明かであろう。初期の国子学については、元史は以上の記載を留めるにすぎぬが、許有壬の至正

集^{卷四}の上都孔子廟碑の一節には、

太宗嗣位。……挾必閣赤（掌書記）子十八人。学漢語文字。

漢官子。参学國語（蒙古語）弓矢。挾師分四隊以教。命中書令楊惟中。主其事。作屋居之。廩餼育之。夏楚督之。迄定宗不輟。

といつて、より立入つた記録を残している。また姚燧の牧

庵集^{卷一}中書左丞姚文獻公（姚枢）神道碑に、

壬辰の年に、公は、太宗が詔して学士十八人を長春宮に即いて之を教え、楊惟中をして監督せしめてゐるのを聞いて、往つてこれに依つた。

というものも、同じことを指す。場所の問題はともあれ、太宗は十八人のおそらくはモンゴル子弟——宿衛の近臣の中でも文筆をもつて仕えていた必閣赤すなわち掌書記の子弟を選んで国子学で修学せしめ、それらの監督を楊惟中に委ねたというのである。初期の国子学は、要するに外国語学校的なものにすぎなかつた。いわば統治のための手段であつて、必ずしも漢文化の価値を認めてこれを尊重するといふわけではなかつたかもしれぬが、それにしても、むしろ西方系文化に興味を持ちまた敬意を表していたモンゴル人としては、大きな譲歩であつたといふことができよ

う。

燕京国子学の設立後四年にして、前述のように太極書院が同じく燕京に置かれた。同じ楊惟中が姚枢らと共に計画したものであつたからには、国子学と太極書院が、少くともその精神的基底において相つなかるものであることは、想像に余りあるであろう。至正集によると、国子学の授業は「定宗朝に及んで輟めず」という。語調の上からは、憲宗朝までは続かなかつたように思える。或は事実そうであつたかもしれぬが、その国子学の精神——むしろ太極書院の精神によつて洗礼を受けた国子学の精神——つまりモンゴル人の子弟を道学的に教養せねばならぬという考えは、その後も脈々と続いていた。太宗十六年（一二四四）の頃、フビライは早くも蒙古人十人をして、趙璧に従つて儒書を受けしめてゐる^{事略卷一}。殊に注意すべきは、フビライが憲宗三年（一二五三）以来、劉秉忠の推薦にかかる王恂に命じて伴読として、その長男真金の教育輔導に当らせたことである^{元史卷一六 四王恂伝}。

王恂、字は敬甫、河北唐県の人。父の良は金の末、中山府の掾であつたが、のち吏業を棄てて「潛心伊洛之学及天

文律曆。無不精究。」という。その子であり、しかも學問的に間口の広い太保劉秉忠に従つて學んだというからには、たとえ趙復の流れをくまずとも彼もまた性理学の徒であつたことは言うまでもない。若くして姚枢・竇黙について孝經を授けられていたほどの真金は、これ以後、益々中国伝統文化によつて教養されることになつた。その後、王恂は中統二年、太子贊善に擢んでられ、ついでその翌年、真金が燕王に封ぜられて守中書令兼判樞密院事の要職に就くと、兩府の大臣から申立てのある場合には、必ず王恂をして与り聞かした。その頃、許衡は太古以来の嘉言善政を集めて書をつくり、これを世祖に進めた。世祖は恂に命じてこれを講解せると共に、且つ太子に命じて業を受けさせた。ここに王恂と許衡との結合ができたのである。或る時、太子は心の守るべき所以のものをもつて王恂に問うた。恂はこれに対して、許衡の言葉「人心如印板。惟板本不差。則雖摹千萬紙。皆不差。本既差。則摹之於紙。無不差者。」をもつて答えている。王恂の許衡に対する傾倒ぶりを知らることができよう。ついで世祖は、元史王恂伝によると、「詔挾煦感子弟。使學於恂。師道卓然。」という。不幸にして、

この世祖がモンゴル貴族の子弟のために學をなす道を開いた時期を明かにせぬが、しかし私は、これを元史世祖本紀、至元六年七月癸酉の条に「立国子學」とあるものに當つべきだと思ふ。ただし生徒の頭数は必ずしもその時ただちに揃つたわけではなく、またいざ授業開始の時には、王恂一人ではなく許衡も本職の傍ら授業を分担せしめられることになつた。元史卷八選舉志、學校の条、前引の太宗六年国子學總教を設けた記事に続けて、

世祖の至元七年、侍臣の子弟十有一人に命じて入学せしめ、長なるもの四人を以て許衡に従わしめ、童子七人を王恂に従わしめた。というものがそれである。とすると太宗朝、国子學の伝統は、絶えるがごとく絶えざるがごときものであつたが、ともかくここにおいて復活したのだと言ふべきであろう。

許衡と王恂の兩名の監督下にあつた新国子學は、その七年秋、皇太子真金が詔を受けて一時青海を巡撫し、王恂またこれに従うに及んで、許衡の単独監督下に委ねられることになつた。この間の事情を、事略卷五平章魯国文貞公不忽木伝には、

子は幼にして真金に事えていたが、のち贊善王恂を師と定められ

るに至つた。王恂は北征に従うと、許衡が中書左丞を辞して、国子祭酒になつた。貴族の子弟で嘗て恂の門に遊んだ者に勅して、皆これに従わしめた。

と伝えている。不忽木はトルコ系の康里部カンリの人で、国初以来の名家の出。時に年十二であつたというから、童子七人のうちの一人であつたらう。もつとも許衡の左丞辭職が実現し、更に拡大された規模において名実共に国子学が設立されたのは、明くる八年のことであつた。そしてそれは事略八許衡の条や、元史七世祖本紀、至元八年三月乙酉の条などによつて知られる通り、太宗期の国子学と処を同じうして、大都南城の旧枢密院跡に建設されることになつた。精神的にも相つながるもののはあつたことは言うまでもない。

V

当時、許衡は年すでに六十二歳。病多く、塩肉酒麪を忌むこと三年という有様であつたが、しかし新しい使命の前に彼は勇躍した。単に教育そのものに生甲斐を感じたばかりでなく、その性格上、モンゴル人の素朴さに好意を持つて、これの教育の効果に多大な期待と興味を抱いていたた

めでもあつたことは、事略八に、

先生嘗謂。蒙古生質朴未散。視聽專一。苟置之好伍曹中。涵養三年。將來必為國用。

とあるのでも明かである。しかもこの点においては、世祖の蒙古人教育に対する期待と相い一致していた。元史三〇不忽木伝に、

臣等嚮被聖恩。俾習儒學。欽惟聖意。豈不以諸色人仕宦者常多。蒙古人仕宦者尚少。而欲臣等曉諭世務。以任陛下之使令乎。

とあるのを見れば、発明するところがある。いずれにせよ許衡は異常な熱意をもつて事に当つた。まず彼は地方に散居していた旧弟子を館下に駆致し、伴読とした。伴読とは一には齋長ともいわれ、tutorのごときものである。耶律有尚・恂姚をはじめとする十二名が、このとき馳せ参じた。このとき或る人は、彼が博く世間の秀才を選ぶことをせず、ただその門下生のみを用いることを疑問とした。これに対して彼は「吾はただ人を教うのみ。人を用うるに非るなり」云々と答えたといわれる卷八。教育者としての面目躍如たるものがあり、また彼の心底を疑おうとするものではないけれども、しかしその仕方が、結果として彼ある

いはむしろ性理学派の元朝政権における比重を高からしめるものであつたことは、明白な事実であろう。

単に教授陣容を整えたばかりでなく、教課目・教授法などについても行き届いた設計を行つたことは、事略・元史選舉志・本伝などの諸文献の評説するところであるが、ただその国子学の経営は、必ずしも所期のごとく順調には行かなかつた。その理由を、事略は「至元十年。諸生廩餼不繼。稍稍引去。又権臣屢毀漢法。」という形で、元史卷一五八本伝はその因果關係を逆にして「十年。権臣屢毀漢法。諸生廩食或不繼。」という形で指摘している。勿論、後者に従うべきだが、なおより明晰には、新元史卷一七〇に従つて、その場合の権臣を阿合馬、即ち当時世祖の信任を得て絶大な権力を振つていた色目人アームッドとすべきである。蒙古人ではなくて色目人がいわゆる漢法の反対者として立ち現れた事實は、文化史上非常に注意すべきことである。ともあれ定員八十名とされた国子学の経営の困難に直面した許衡は、また職を辞して故山に帰らんことを願つたので、世祖はまずその可否を翰林院学士の王磐にたずねた。彼は許衡が人を教うるに法あることを讃えて、離任に反対した。

帝は更にこれを老臣に議せしめたが、姚枢や竇黙はその健康や家庭の事情を考え合せて、むしろその隠退に賛成して、これを世祖にとりなした。そこで世祖も辭職を許し、贊善の王恂をもつて後任の国子祭酒として学事を撰せしめ、更に劉秉忠らの奏請によつて、衡の弟子である耶律有尚ほか二名を助教として、衡の規矩を守らせることにした。

事實上許衡の後を襲つて国子学経営に当つた耶律有尚は、遼の王族の系統。金代以来、東平に家していたが、彼はいわゆる東平学派の影響を受けず、許衡の門で業を受け、高弟の弟子と称せられた。其の学は性理に遠く、尤も誠を以て本と爲し、儀容辭令、動もすれば規矩に中り、識るも識らぬも、其の有道の君子たるに服さぬはなかつた、という元史卷一七四本伝。その彼の在任中は、恐らく無事であつたのであるが、彼が監察御史を拝し、特に秘書監丞に除せられて任を去るようになると、国子学は危機に立つた。至元十三年頃のことである。不忽木が至元十三年にその同舎生と共に長文の上疏を作つて学校重視の叫びをあげたのは、その国子監の窮状を見るにみかねたために他なるまい。

我が国は堂々たる大国で、全天下を領有している。……しか

し学校の政はなおいまだ全くは挙らず、私はこれを惜んでいる。

・・・如し人材があまた出て漢法に通習せんことを欲するならば、必ず昔のように徧く学校を立てた後はじめて成る。若し暇がないというのなら、宜しくしばらく大都において国学を弘開し、蒙古人の年十五以下十歳以上の質美なるもの百人、百官の子弟と民の俊秀なるもの百人を択んで、廩給せしめ、徳業が充備して師表とするに足る者を選んで、司業・博士・助教として、これを教育させたらよい。その教えは必ず人倫に本づかしめ、物理を明らかにし、経伝を講解し、授くるに修身・齐家・治國・平天下の道を以てすべきである。その下にまた教科を立て、国子学官をしてその事を總領させる。あくまで義理を以て主となし、余力ある者には文字を学作せしめることを許す。そして三年たつと出学するを認める。

これがその荒筋である。

帝はこれを覽て喜んだといわれる。がしかし必ずしもその趣旨が聴き届けられ実現されなかつたことは、至元十八年の日附を持つべき王暉の「議復立国子学」の一文秋潤先生大全文集

○卷九があることによつても明かである。その内容によると、至元十二・三年頃をもつて国子学は廃棄に帰していたらしく、不忽木らの上奏はその有様を憂えてこそなされたもの

であつたのである。ただ国子学における教育の効果が必ずしも悲観すべきものでなかつたことは、王暉が同じ文章の中で極力強調しているところである。そのセイでもあろう。やがてまた復興の氣運に向い、遅くとも至元二十年、即ちかの阿合馬の殺された翌年には、復活し、今度は主として皇太子系の人材がその教育經營に當ることになつた。

そのことは元史卷一五裕宗伝に、

至元二十年春に劉因を保定から辟めしたが、因は病氣で辭退した。しかし固くこれを辟した。そこで彼はやつてきて、右贊善大夫になつた。この時にはすでに国子学が立つていた。ここに至つて因に命じてこれを專領させた。

とある通りである。劉因、字は夢吉、保定容城の人。許衡・呉澄らと並んで、元代性理学の大立物の一人である。

この人を得て眞金は大いに国子学の發達を期待していたらしく、嘗て「吾聞くならく、金の章宗の時、役人は太学生はなの廩費が太だ多いのを論じた。章宗謂えらく『一范文正公を養いえたならば、償うところ、豈少ならんや』と。其の言や甚だ善し」と言つたというエピソードが伝えられている。惜しいかな、劉因は日ならずして病を以て辭し去つた。

しかもそうになると、一般の世論は「〔耶律〕有尚に非れば、以て〔許〕衡を継ぐ者なし」元史耶律有尚伝ということになつた。そこで二二年には、その耶律有尚を以て国子司業とするとことになつた。

このようにして至元二十年前後を以て新国子学は出現したが、当時はまだそれを監督すべき国子監はなかつた。かつて許衡は国子祭酒に任ぜられたが、まだ役所はなかつたのである。この不都合に対して、至元二二年、ウイグル系の最大の知識人の一人で、裕宗（真金）に事え宿衛に入つていたこともある阿魯渾薩理が、世祖に対して

国学は人材の本である。国子監を立て、博士・弟子員を置き、宜しく其の糜餼を優にして、学者をして日に盛んならしめよ。

という旨を奏上した元史卷一七〇本伝。その糜餼の言はまさに阿合馬時代の逆をゆくものであつた。またその当時は学館はいまだ建てられず、師弟とも民屋に寓居する有様であつた。年若い南人系統の才物の程鉅夫も、至元二三年に、国学を興建すべきことを上奏したが元史一七二本伝、新国子司業の耶律有尚も、やはりそのことを問題にしたらしい。結局、二四年になると、機は熟して曲りなりにも彼らの希望が実現される

ことになつた。元史有尚伝には、このことを、

二十四年。朝廷乃大起学舍。始立国子監。立監官而増広弟子員。於是尚隆国子祭酒。儒風為之丕変。

といつてゐる。新学舎は大都城の東に置き、南城にある旧枢密院の跡のそれは、大都路学に改められた元史卷八。祭酒は従三品。この時の生員の定額は二百名。先ず百名と伴読二十人を入学させたが、その百人のうち、蒙古はこれに半ばし、色目・漢人がこれに半ばするものであつたことは、元史卷八選舉志に伝えるところである。定員の割りふりは、大体不忽木らの希望に副うたものであろう。

第四節 文章派の華士と德行派の正士と

I

以上見てきたところでも明かなように、元初にあつては、二つの大きな知識人集団が、必ずしも水と油のごとく相反撥しあわななくても、二つの並行線を行く星雲群のように、殆ど擦れ合い触れ合うことなく、流れていたのである。

二つの集団のうちの一つは、言うまでもなく耶律楚材・宋子貞におこり、元好問・康暉・王鶚・王磐・李昶・李楨・

闍復・李謙・孟祺・張孔孫・李之紹・曹伯啓につらなり、さらに李治・徒單公履などをふくむ一派である。他の一つは、楊惟中・劉秉忠・趙復からおこり、竇默・姚枢・許衡・楊恭懿・王恂をへて、耶律有尚・姚燧など、かねて劉因をもふくむ大きな流れである。

この分類法は、実は必ずしも私個人の主観的標準に拠つたものではない。元人自身によつてもそのように感じ取られていたのであつて、翰林待制同修国史の孟攀鱗は、至元の初、世祖から色々と諮問を受けたが、その後で王百一（黷）と許仲平（衡）の優劣が問題になつた。両者が対極的な大物であつたためであるが、その時の攀鱗の答は、元史卷一六四一本伝によると、

百一文華之士。可置翰苑。仲平明經伝道。可為後学矜式。

というのである。世祖はこれを然りとしたという。もしこれらの兩派を何か簡潔な呼び名で区別しようといふのであれば、元史儒学伝の用語を借りて、一を「文苑派」といい、他を「儒林派」といつてもよいであろう。またそれら知識人たちの使途の如何によつて、一を「翰林院派」といい、他を「国子学派」といふのもよからう。しかしここでは、

元初の道学系の一人で文辭に巧みであつた郝經の儒行序文獻
忠公集に、
世に謂う所の儒者は文章のみ。教師は之を以て訓えを垂れ、学者は之を以て務となす。有司は之を以て多士を進退す。……蓋し文章は儒の末なり。德行が儒の本なり。

というのに従つて、これを「文章派」と「德行派」に分けておくことにしたいと思う。清末の胡林翼の言に「士は器識を先にし、文芸を後にす。正士を礼し、華士を黜く」といふのがあるが全集一〇、四五頁、文章派はまさしくその華士を標榜する人々であり、德行派はその正士を目的とする人々であつたのである。

II

文章派の人々に通じて見られる特徴は、例えば商挺について「東平に帰り、日に魯の諸賢と琴詠会をなせり」事略卷一一一といわれているように、友人たちが互いに詩賦を応酬しあつて楽しむといつた風雅の尊重であつた。風雅や音楽は度が過ぎると奢侈になる。敲実の子忠濟については、一面善政を伝えられながらも、反面、「飲宴して度なく、庫蔵は空虚となり、百姓匱乏せり。……浮華を去り、宴遊を

省くにあらざれば、災至らん」と或る人が言つたことも伝えられてゐるのである。浮華を重んじ宴遊を事としていたことも充分ありうることであつて、いわゆる文章派的な雰囲気や極端に推し進めたものといえる。文章派をとりかこむ雰囲気やより象徴的に言うことが許されるならば、あの華やかな雑劇の気分を愛好し、俳優歌妓のパトロンとなり、まかりまちがえば自ら筆を執つて雑劇の一作でも物しかねないといつたそれであつた。

漢の文・唐の詩・宋の詞とともに、中国の生んだ世に誇るべき文芸の一つとされる元の雑劇が、何時、どのようにして成立し、発達したかについては、その方の専門家の人々によつて、これまで色々と考えられてきた。しかし先ず、「何時？」という点については、

①元末にできた雑劇の作者名簿であり、かつ作品目録である鍾嗣成の録鬼簿の上巻に見える最初期の作品群、特に有名な関漢卿と白仁甫の二人は、共に金のごく末年に生れたと思われ

吉川氏前掲
書三〇八頁

しかも或る文学者の作者としての

活動期は常識的には二五歳から二〇年位だとみてよいとすると、作者としての彼らの油の乗りきつていた時代は、一

二五〇—七〇年の間、即ちモンゴル王朝の憲宗初年から世祖の至元十年頃までであつたとみられる。

②また元の雑劇が金の教坊の院本の流れを汲んでこれを複雑化し洗練したものであつたことは、定説の存するところである。明かに「雑劇」の名の表われてきた至元期以前に、その転換の時期が求められねばならない。

③しかも中統以前においても、その名称からいつて雑劇、もしくは院本から雑劇になる直前の姿ではないかと思われるものの存在が、乏しいとはいへ、史料的に実証される。

例えば元遺山の千戸趙侯神道碑銘遺山先生文
集卷二九、即ち嚴実の部将であつた冠冠氏の趙天爵の神道碑銘には、

侯は軍旅中に在りて、日に文史を以て自ら隨い、名儒を延致して、今古を考論す。……倡優雜戲はその前に至るを得ず。

といつてゐる。ここでこの清冽な武將が身近かに寄せつけなかつたという「雑戲」とは、元史卷一刑法志、禁令の条に「諸もろ民間の子弟が生業に務めず、……雑戲を教習し、衆を聚めて淫謔すること、並びにこれを禁治す」とある中の雑戲でもあり、元典章のほぼこれに相当する条文

刑部一九、雜禁、
禁字散禁詞伝では「農民市戸良家子弟。若有不務本業。習学。

散樂。般説詞話人等。並行禁約。」とある。また王俚の中堂

事記 秋岡先生大全
文集卷八二 の中統二年夏六月十日の条には「有詔。翼

日都省官。与高麗使人每。就省中戲。劇者。」とある。この

戯劇とは、同じ烏台筆補 同文集
卷八八 の「為私被衣甲事状」の中に

見えるものと、同じである。これらの「雜戲」・「戯劇」が

もし「雜劇」と同じものであるか、違うにしても院本より

は雜劇に近いものだとすると、雜劇もしくはその直接の先

驅者に当るものは、太宗時代から世祖中統時代にかけてす

でに存在していたものと考えねばなるまい。この意味から

言うると、吉川氏が雜劇の歴史を要約して「蒙古の太宗が金

に代つて中原の主となつて以後、そうして世祖がなお南宋

を併吞せぬ前、この約四十年間に、雜劇勃興の時期がある

と考えられる」前掲書
三六頁 と言ひ、また「遅くも元の世祖の至元

年間には、完全な成熟に達していたこと疑いない」同書
八三頁 と言

つているのは正しいと思う。ただ氏が雜劇発達の理由を考

えて、世に容れられぬ人物の自嘲の意識を満足させるため

の筆のすざびとしてゐるのは、いかがであらうか。雜劇を

生んだ眞の背景は、これまで述べてきたような漢人諸侯、

例えば東平・順天・真定、および大都などにおける文章派

の人々の生活態度であつたと思われる。元曲——元の雜劇
は決して季節はずれに咲いたいじけた徒花ではなく、肥沃
な土壤の上に丹誠こめて育てられた名花にもたとへべきも
のであり、その丹誠者こそ、いま問題にしている文章派の
人々、もしくはその流れを汲む人々であつたのである。

III

次に德行派の人々の特徴である。彼らの最大の特徴が、
人格の陶冶に熱心であつたことは、殆ど言うまでもないと
ころである。特に学問の価値をば、それが「為己之学」で
あるところに認めていたことは、注意に値いする。為己之
学とは、いうまでもなく論語憲問14に「子曰。古之学者為
己。今之学者為人。」とあるにもとづく。耳から入つたも
のをいたずらに口で説いて人を悦ばせるだけの学問に対し
て、耳から入つた善行正徳をしつかり心におさめ、道をふ
んでこれを行うような学問をいうのである。要するに実践
の学である。事実、彼らの代表としての許衡の説に徴する
に 許衡
叢書、その学風は、朱子の居敬窮理を基として、専ら実
行の点について研究したようである。即ち彼によると、世
間で人は天地と同じだと言うのは、要するに我が心が天地

と同じだということである。我が心さえ明かになれば、人は天地とその大を均しうることができよう。その心には良知良能を固有し、事に従つて発現するものである。聖人はただその固有のものについて、これを発達し、これを推拡するにある。後世には学校の制度が廃壞し、人性に固有しないものを強いるが、これは不可である。そして人間がその固有の良知良能を発達させるためには、一面、幼少のときから厳しい礼儀作法の薰陶を行つて、外面的にそれを助長すると共に、他面、広く経史の書を読んで、客観的な事物に潜む理を究めねばならぬ、と考える。

更に特に許衡については、当時の人として珍しく、学問をするための条件の一つとして、生活の安定を彼が説いていることは、注意を要する。彼は言う、学者が生活に苦しむようでは、学をなすのに妨げがある。だから士君子はまさに農を以て生をなすべきである。商賈は農に比して賤しむべきであるが、或る場合にはこれをなしても不可ではない。教授により、また官吏となることによつて生計をはかるときは、古人の意ではない、と。かような考えのため、許衡は当時の世間一般の学者たちからは、性格の卑しさを

かれこれ言われたこともあつたが、しかし生活上の最低の保障を確保することは何のためにも必要であつて、このために許衡を非難するのは当たらないと思う。

いわゆる德行派の人々に通ずる第二の特徴は、彼らが殆んど例外なく、学問的に広い視野を持ち、特に数理・天文・律暦の学^{シヤク}に明るかつたことである。彼らの同情者^{シヤク}格の劉秉忠については、

書に於ては読まざる所なく、尤も易および邵氏の経世書に達し。

天文、地理・律暦の属に至りては、精通せざる無し。天下の事を

論ずるに、これを掌に指すが如し。元史卷一
五七本伝

といわれ、また姚枢・竇默および許衡の交友関係を叙した文章にも、彼らが経伝・釈老のことから医薬・卜筮・諸子百家・兵刑・貨殖・水利・算数の類まで研究せざるはなかつたと伝えられていることは、前述の通りである。また劉秉忠の弟子である有名な郭守敬は、その祖先が五経に通じ算数水利に精^{シヤク}しかつたせいもあり、秉忠に学^{シヤク}ぶに及んで、ついにその方では元代きつての大家となつた。もつとも德行派の人々が、こうした技術的・数理的なものをむしろ余技と見、乃至は補助手段と考へていたことは、例えば元史<sup>卷一
五八</sup>

許衡伝に、

彼は姚枢らと経伝以下雑多な学問を講習しないところは無かつたが、而も慨然として、道を以て己が任としていた。

といひ、また王恂の事略^九にも、

公は早くから算術を以て天下に聞えていたが、その彼が皇太子の問に対して、算数は六芸の一つのみ。国家を定め人民を安んずることこそ、大事なれ。常にあなたのもとに侍して講読しているのは、三綱五常を明らかにするためである。

とあるのでも明かである。彼らはあくまで德行派であつたのである。

IV

文章派と德行派とは、他の多くの点についてと同様、科挙制度——少くとも在来のまま、特に金代の旧を襲つた形での科挙制度——に対する賛否の態度でも、またはつきり対立していた。

文章派が、金代以来の詞賦の能力を試みることを主とした方式に賛意を表するものであつたことは、いうまでもあるまい。我々はその最もよい例を、庚子、即ち太宗十二年(一二四〇)の日附を持つ東原(東平)の李世弼の金登科記序

王履、玉堂 嘉話卷五 において見る。即ち、

近ごろ全国の登科記(科挙合格者名簿)を見たところ、立派な人材が幾らもここから出ている。科挙は国家に背かないばかりでなく、その功は非常に大きい。

という意味のことを言つてゐる。この東平出身の文化人の考えが殆んど手放しの科挙礼賛であつたことは明瞭である。問題は德行派がそれをどう考えていたかである。

これについてはまず、憲宗二年(一二五二)の頃、劉秉忠が王子フビライに奉つた数千言の書には、官立の学校を建てる必要を説いた後、「科挙の設けは、すでに太宗九年に聖旨が出されている以上、やろうと思えばたやすくやれるはずだ。ただその場合も、これまでの詞賦を中心とする方式を止めて、経義を上としなければならぬ」と言つてゐる。頭から科挙を否定しようというのではなかつたけれども、少くとも在来の方式のそれに対しては、態度が極めて消極的であつたと言わねばならない。さらに德行派の旗頭ともいふべき許衡になると、科挙に対する態度は、一層消極的になつてくる。彼は七・八歳の頃から数人の郷師を変えて学んだが、或る時、彼はその一人の師匠に向つて「読書欲、

何」と尋ねた。師は「応擧取第爾」と答えた。当時は學問といえ、いわば擧業であつて、目的は初めからはつきりしていたのである。ところが幼い許衡は「如此而已乎」と言つたので、師は大いにこれを奇としたといふことである。許衡の科擧否定、もしくは嫌惡の氣持は、このようにその幼時に萌していたと思われるが、それを決定づけたものは、何といつても道學への開眼でなければならぬ。彼がその後、蘇門に隱棲していた姚枢を介して道學の眞の姿に接し、ショックともいへべき異常な感銘を受けたことは、前述の通りである。単に彼ばかりではなく、初めて道學に接した者の印象が強烈であつたことは、かの竇默の外にも、楊恭懿の例を挙げることができる。

恭懿、字は元甫、奉元の人。初め、易・礼・春秋に邃く、纂述あらんことを思い、章句の儒となるを恥じていた。年二四にして始めて「朱子集註章句四書」「太極圖」「小学」「近思錄」などの書を得、その言を読んで、非常に感服し、人倫日用之常、天道性命之妙、皆萃此書、今入德有其門矣。進道有其途矣。

と言ひ、爾來みずから任ずること益々重く、前習ことごと

く變じ、浮末を事とせぬようになつたといふ一三事略卷。蠅を嚙むような章句の丸譜記と、無意味な美辭麗句の羅列に、飽きあきしていた若い魂が、初めて人間性の在り方と人格陶冶の問題とに接した喜びを、思い見ることができよう。

道學徒に轉じた後の許衡の科擧に対する氣持を端的に伝えてゐるのは、フビライ即位の年(一二六〇)、彼が呼ばれて上都に行つたフビライ汗との一問一答である。事略八卷はこれを次のように伝へてゐる。

上都に至りて入見す。學ぶ所を問うに、曰く、孔子と。長ずる所を問う。曰く、虚名無実にして、誤りて聖聽に達せりと。能くする所を問う。曰く、農務に勤力し、童蒙を教授すと。問う、科擧はいかんと。曰く、能わずと。

彼が童蒙の教育のみに熱心で、科擧に対しては明かに嫌惡に近い感情を抱いていたことは、これによつても明かである。許衡をその代表とする道學派の人々の科擧に対する嫌惡は、根本的には勿論、實質的な意味で詞賦方式に対する反感から来ており、例えば董文忠の事略四卷一に、彼が、詩が作れるかといふ王鶚の問に對して、自分は若いときから書を読んでゐるが、ただ忠孝を知るだけで、詩は學ぶと

ころでない、と答えているようなのがそれである。がしかしそれ以外にもまたこれを助けているものがある。より形式的な面であるが、科挙に応じようとする者が自ら志願して仕進の道を得ようとすることに對する不満である。この点を最も端的に表わしているのは、少し時期はおくれるが、至元十二年、文章派から提起された科挙制度の施行が問題になつた時、德行派の一人である楊恭懿が強硬にこれに反對して、

中国では太古以来、德行六芸で賢能を挙げていた。魏晉以来、文辭を尚ぶようになり、隋からは専ら賦詩で人を採るようになり、唐はこれに因り、自ら牒を投ぜしむ。貢舉の法かくて熄む。今士を取らうとするならば、宜しく有司に敷して、德行があつて経史に通じている士を挙げ、牒を投じて自ら賤（賤？）ることなからしむべし。

と言つてゐるものである。この場合の貢舉が、いわゆる科挙から區別されるべき本来のそれであることは、言うまでもあるまい。時間は前後するが、その四・五年前、即ち至

元七・八年の頃、恐らくは德行派から、もし科挙を実施するなら「其挙子。須品官保舉之人。然後許試。」という意見が出された時、文章派に属する王俓が

その保舉ということは、宋代にも曾て建議されて行われようとした。しかし三百年尚文の世を以てしても、なお行うことはできなかった。今日ではなおさらできるはずがない。もし論者のように行おうとしたら、やがて公道は地を払い、關節が大いに行われるので、その弊害は言うに勝えがたいものがある。保舉の法は徒

に事を紛にするばかりである。秋潤先生大金文集卷八六
論明證保舉等科目狀

と言葉鋭くこれを反駁していることによつても、その間の事情を一層確かめることができるであらう。

〔附記〕右は故安部健夫博士の遺稿の一つである。博士は昭和三十一年正月の頃、広島大学へ臨時講師として三十時間の集中講義に赴いたが、これは其折のノート底稿があつたのを原とし、これに当時の学生、好並隆・加藤保阿氏のノートを借用参照し、博士の主筆する京大人文科学研究所元典章班員勝藤猛が転写整理したものである。

The Life of Manorial Peasants under *Hansei* (半濟)

—the case of *Tara-no-shô, Onyû-gun,*
Wakasa-no-kuni (若狭国遠敷郡太良庄) —

by

Yoshiharu Igeta

The formation of feudal lord's system supported by the country-warriors rising as a result of dissolution of *Myô* (名) and the trend to independence of the lower peasantry led generally to the decline of manorial system; and the *Shugo-ryôkoku* (守護領国) system in the *Muromachi* (室町) period as its transitional stage stands among the verious evaluation.

This article, to offer a material for full understanding of the *Shugo-ryôkoku* (守護領国) system, investigates how *Hansei* (半濟), *Tansen* (反錢), and *Shugofu* (守護夫) as the first step of *Shugo*'s (守護) aggression to manors were imposed, and then gives light on the fact that the resident lord system was not created by the resident but by the settlement of persons appointed to *Shugo* (守護), according to the case of *Tara-no-shô* (太良庄), *Tôji*'s (東寺) territory, *Wakasa* (若狭). Especially, it treats the triple relation among the manorial lord, persons appointed to *Shugo* (守護) and peasants, remembering the part played by the village-community which grew into the resident as a form of *Sôshô* (惣庄) since the *Nanboku* (南北) dynasties and became the fundamental unit of the feudal system in the *Edo* (江戸) era.

Intellectuals in the *Yüan* (元) Dynasty and the *K'ô chü* (科擧)

by

Takeo Abe

Both the intelligentsia, ruled by the Mongolians in the thirteenth century, and culture in the northern China were led to decline; but thanks to *Yeh-lu Chu-tsai*'s (耶律楚材) effort, the Chinese intellectuals began to enter into politics and even within the Mongolian administration there rose a certain trend to reestablish the Chinese culture. This

movement had two directions; one was to emphasize literature after the tradition of the *Chin* (金) dynasty, for the patronage of the pre-authorities in the northern China who surrendered themselves to the Mongolian administration. The other was to support that philosophy of *Dhu-Hsi* (朱子) in the *Sung* (宋) dynasty with the thought of which they tried to enlighten the Mongolians. These two currents opposed each other on the *K'o chu* (科举) system. The former sustained the way to test the ability of literature since the *Chin* (金) dynasty, while the latter, not thoroughly opposed, disliked such way, having great interest in personality rather than success in the examination for official service.